

別記様式第三十号（第九十六条関係）

（表面）

第	号	年	月	日（有効期間1カ年）	
所属局部課名					目 ろ
職 名					
氏 名					
年 月 日生					
上記の者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第94条において準用する第22条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。					
国土交通大臣 <span style="float: right;">㊟</span>					

8 . 5 cm

（裏面）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律抜すい

第22条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第94条 第12条から第15条まで、第18条第1項、第19条から第23条まで、第24条第2項、第25条、第28条（第5号を除く。）及び第29条の規定は、センターについて準用する。（略）